

◆都市計画税導入検討に関する市民懇談会◆

税金が上がるの!? まちが良くなるの!?

～都市計画税とまち・暮らしの将来を考える～

是非
ご参加
ください

開催日

1月

20日(日)
15:00～16:30
野洲図書館(ホール)

26日(土)
10:00～11:30
コミセンみかみ

30日(水)
19:00～20:30
コミセンひょうず

2月

1日(金)
14:00～15:30 コミセンしのはら
19:00～20:30 野洲文化ホール
小ホール

2日(土)
10:00～11:30 コミセンぎおう
19:00～20:30 コミセンきたの

3日(日)
10:00～11:30
コミセンなかさと

※各自治会や各種団体においても、ご希望があれば懇談会を実施しますので、企画調整課(下記お問い合わせ先)までご連絡ください。

内容

野洲市が導入を検討している都市計画税について、今後の野洲市に求められるまちづくりとあわせて広く市民の皆さんと意見交換を行います。

参加

どなたでもご参加いただけます。

お住まいの地域以外の会場にご参加いただくことも可能です。

※手話通訳をご希望の方は、開催日の1週間前までにご連絡ください。

1. 都市計画税とは

- ・ 都市計画事業や土地区画整理事業に必要な経費に充てるための目的税
- ・ 原則として市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税

▼都市計画事業

…都市計画法に基づき、県知事の認可を受けて行う都市計画施設（道路、下水道、都市排水設備、都市公園等）の整備などを行う事業

▼目的税

…特定事業の経費に充てる目的で課税される税

2. 都市計画税の導入(案)

1. 課税の対象となる区域・資産
 - ・市街化区域内に所在する土地・家屋
 - ・市街化調整区域のうち地区計画区域など条例で定める区域内に所在する土地・家屋
2. 納税義務者
 - ・毎年1月1日現在、課税対象区域内に土地または家屋を所有する人
3. 税率
 - ・0.2%

3. 都市計画税の算出例

1. 野洲駅近郊の住宅地
【土地】住宅用地165㎡ 【家屋】住宅(木造築10年程度)延床面積120㎡
⇒ 税率0.2% 年間16,200円
2. 郊外の住宅地(市街化区域)
【土地】住宅用地205㎡ 【家屋】住宅(木造築28年)延床面積150㎡
⇒ 税率0.2% 年間8,900円
3. 野洲駅前のマンション
【土地】住宅用地1,500㎡(持分1/50) 【家屋】住宅(非木造築16年)延床面積100㎡
⇒ 税率0.2% 年間19,200円
4. 市街化調整区域の地区計画区域
【土地】住宅用地250㎡ 【家屋】住宅(木造築8年)延床面積120㎡
⇒ 税率0.2% 年間19,000円